

久万高原町地域 循環型社会形成推進地域計画

平成29年12月

(令和元年12月改訂)

(令和2年11月改訂)

久万高原町

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3	施策の内容	6
4	計画のフォローアップと事後評価	12

【様 式】

様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	13
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	15
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	16
参考資料様式 1	施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	17
参考資料様式 6	施設概要（浄化槽系）	18
参考資料様式 6	補足資料（浄化槽市町村設置整備）	
参考資料様式 7	計画支援概要	19

【添付資料】

添付資料ー 1	対象地域図及び現有処理施設の位置図	20
添付資料ー 2	人口及びごみ量の推移	21
添付資料ー 3	ごみ処理に関する目標等	22
添付資料ー 4	分別区分説明資料	24
添付資料ー 5	現有処理施設の概要	25
添付資料ー 6	防災マップ（久万地区）	126
	防災マップ（面河地区）	127
	防災マップ（美川地区）	128
	防災マップ（柳谷地区）	129
	防災マップ（ストックヤード周辺）	130
添付資料ー 7	久万高原町生活排水処理基本計画	

久万高原町地域 循環型社会形成推進地域計画

久万高原町
平成 29 年 12 月
令和元年 12 月改訂
令和 2 年 11 月改訂

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名 久万高原町
面積 583.69 k m²
人口 8,767 人 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

(2) 計画期間

本計画は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

久万高原町（以下「本町」という。）は、愛媛県の中央部に位置し、愛媛県下で最も広く高い中山間地で、町域の約 9 割は林野であり、仁淀川から分岐した面河川や久万川ほか多くの支流が縦走する水源地域でもある。

本町では、家庭系ごみ収集の有料化や、容器包装リサイクル法の対象品目をはじめ紙類、布類、金属類、廃食用油や小型家電製品の分別収集を行っており、事業系ごみについても家庭系ごみと同様に資源ごみ等の分別排出を実施しており、今後も更なるごみの排出抑制及び分別収集を推進していくものとする。

また、ごみ処理については、平成 2 年 3 月竣工の久万高原町環境衛生センターにおいて処理していたが、施設の老朽化及び地元との協定により平成 24 年度末にごみ焼却施設を休止し、平成 25 年度からは可燃ごみと粗大ごみの処理を松山市に委託している。

今後は、広域化を前提としたごみ処理体制の整備について検討するとともに、休止したごみ焼却施設を解体・撤去し、跡地に効率的な資源回収を促進するためのストックヤードを整備する。

併せて、生活排水による公共水域の水質汚濁の防止及び生活環境の改善を行うため、住宅密集地域以外の散在集落地域（公共下水道及び農業集落排水の整備がされていない）については、平成 15 年度以降合併処理浄化槽市町村整備推進事業による整備を行っているが、今後も継続して事業を行っていく方針である。

(4) 広域化の検討状況

本地域は、「愛媛県ごみ処理広域化計画」においては、松山市、伊予市、東温市、松前町及び砥部町とともに「松山ブロック」に属しており、現在は松山市に処理を委託している状況であるが、今後は広域化に向けた協議を進めていくこととする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 28 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

本地域の総排出量は 2,573 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 591 トン、リサイクル率（＝(直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量)/(ごみの総処理量＋集団回収量)）は 23.0% である。

中間処理による減量化量は 1,704 トンであり、排出量の概ね 7 割近くが減量化されている。また、排出量の約 11% にあたる 278 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち焼却量は 1,905 トンであり、処理を委託している松山市南クリーンセンターでは、余熱利用として発電や隣接する温水プールへの温水供給が行われている。

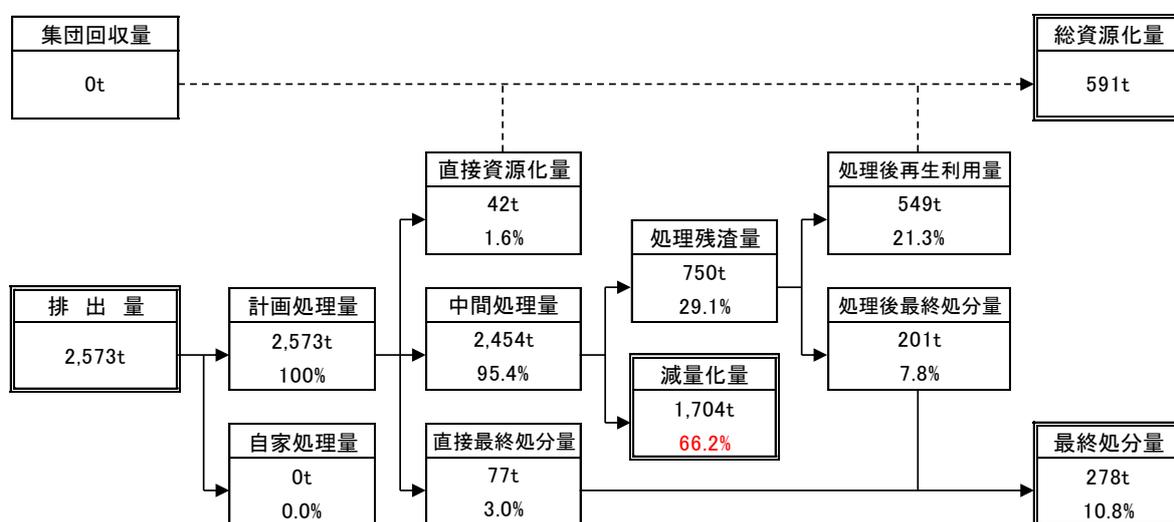


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 28 年度）

(2) 生活排水処理の現状と目標

現在の生活排水の処理状況は、下記のとおりである。

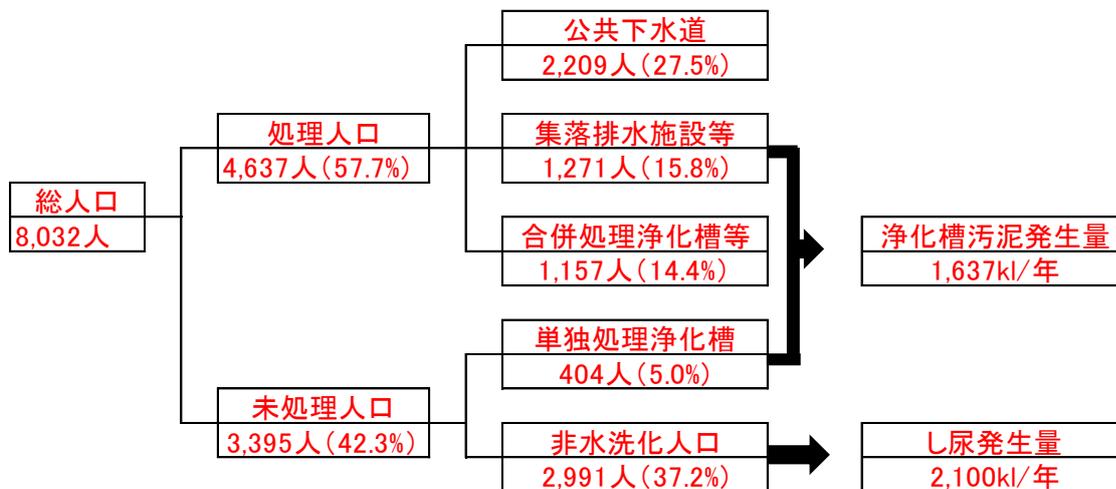


図2 生活排水の処理状況フロー(平成31年度)

公共下水道事業は、平成24年度に面整備が完了し、平成26年度からは総合地震対策事業を実施している。

農業集落排水事業は、平成16年度に町内5地区での整備が完了している。

合併処理浄化槽は、平成15年度以降、市町村整備推進事業を継続的に行っており、現在は年間8基の設置を目標に、整備事業を実施している。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		令和元年度実績		令和5年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	2,209人	(27.5%)	1,918人	(28.0%)
	農業集落排水施設等	1,271人	(15.8%)	1,096人	(16.0%)
	合併処理浄化槽等	1,157人	(14.4%)	1,027人	(15.0%)
	未処理人口	3,395人	(42.3%)	2,810人	(41.0%)
	合計	8,032人		6,851人	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,100キロリットル		1,866キロリットル	
	浄化槽汚泥量	1,637キロリットル		1,453キロリットル	
	合計	3,737キロリットル		3,503キロリットル	

(3) 一般廃棄物等（ごみ）の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

計画終了の翌年度である令和5年度を目標年度とし、目標達成時の処理状況を図3に示す。

表1 減量化量、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) (平成28年度)	目 標 (割合 ^{※1}) (令和5年度)
排 出 量	事業系 総排出量	726 トン	638 トン (-12.1%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.01 トン/事業所	0.89 トン/事業所 (-11.9%)
	家庭系 総排出量	1,847 トン	1,576 トン (-14.7%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	164.9 kg/人	159.5 kg/人 (-3.3%)
合 計	事業系家庭系排出量合計	2,573 トン	2,214 トン (-14.0%)
再生利用量	直接資源化量	42 トン (1.6%)	34 トン (1.5%)
	総資源化量	591 トン (23.0%)	550 トン (24.8%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	- MWh	- MWh
減量化量	中間処理による減量化量	1,704 トン (66.3%)	1,431 トン (64.6%)
最終処分量	埋立最終処分量	278 トン (10.8%)	233 トン (10.5%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合(総資源化量は集団回収も含めた総排出量に対する割合)

※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = [(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

《指標の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位:トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差[単位:トン]

最終処分量: 埋立処分された量[単位:トン]

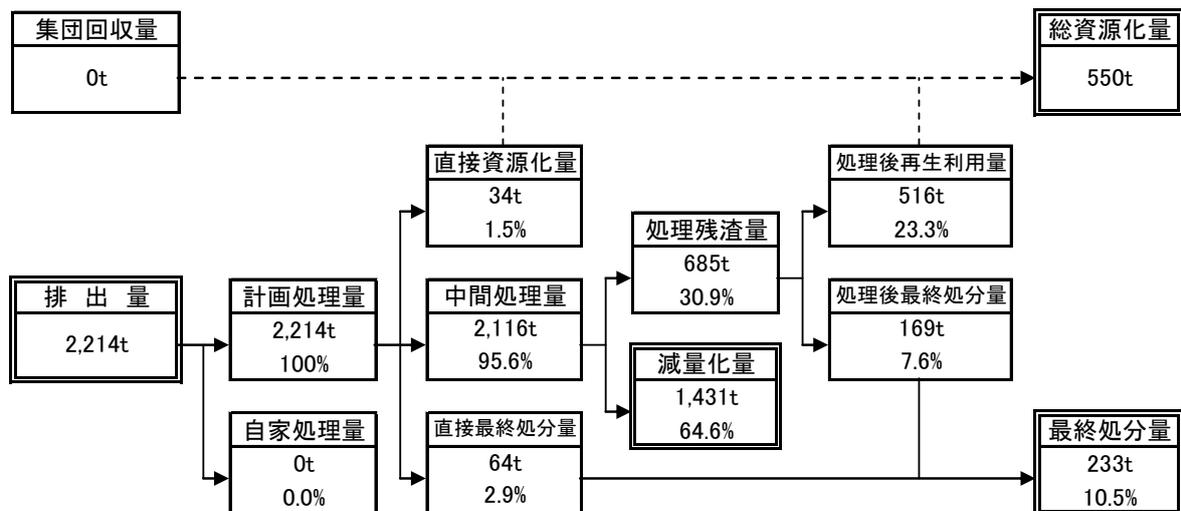


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和5年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア ごみ有料化の推進

本町では、家庭系ごみのうち可燃ごみ及び不燃ごみ収集の有料化（指定ごみ袋制）を実施しており、資源ごみの収集についても指定ごみ袋制（一定枚数を無料配布、不足分は一部有料）を実施している。今後も有料化による減量効果持続のための啓発を行うとともに、有料化制度の推進を図るものとする。

また、直接搬入ごみ及び事業系ごみの処理手数料については、今後の排出状況、近隣市町の動向やコスト意識による減量効果を視野に入れながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

イ 環境教育、普及啓発の推進

- 環境学習用教材の推進に努め、小中学生からの環境教育を推進する。
- 「家庭ごみ分別辞典」を必要に応じて更新し、全世帯に配布するとともに、広報誌やホームページ等においても情報を積極的に提供する。また、地域の説明会などをとおして、ごみに関する意識の啓発に努める。
- 地域の清掃活動をとおして環境への意識を高める。住民及び事業所へ環境美化の日（毎月第4土曜日）への参加を呼びかけ、清掃用具の支給や清掃後のごみの収集・処理など、地域の自主的な清掃に対する支援を行う。

ウ 容器包装廃棄物の排出抑制

消費者、販売事業者、行政の連携・協議による地域レベルでのレジ袋の削減（マイバッグ運動の推進）、過剰包装の抑制、使い捨て容器等の使用抑制に向けた対話や普及啓発活動の促進等により容器包装廃棄物の排出抑制に努める。

また、地域においてリユースびんの利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努めるとともに、その他のリユース容器についても、利用促進のため事業者や住民への呼びかけに努める。

エ 再使用、環境物品等の使用促進

不要品交換会やフリーマーケット等を開催する場所や情報を提供し、再使用（リユース）の促進を図る。

また、町自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。

オ 生ごみの減量化

食品ロスの削減を図るために、まずは町職員が積極的に食べきり運動等に取り組むようにし、町内のスーパーや飲食店、企業等に対しても働きかけを行い、食品ロスの削減に関心を持ってもらうよう啓発していく。

また、住民に対しては、家庭における取り組みとして、調理くずや副菜などの再調理（リメイク）の推進など自宅での調理時の実践内容、必要なものを必要な分だけ購入するなど買い物時の実践内容、家族に合わせた適量の注文など外食時の実践内容等を広く住民に周知し、日常生活に浸透するように啓発していく。

さらに、家庭内での生ごみのひと絞りや野菜くずの乾燥等を意識的に実行できるよう啓発していく。

カ 助成制度の普及及び推進

家庭用生ごみ処理機器等の購入に対する助成制度の普及及び推進を図り、生ごみの減量化（堆肥化）を目指す。

また、自治会、青年団等の住民団体による資源集団回収実施団体への支援について検討する。

キ 事業系ごみの減量化

事業活動に伴って排出されるごみは、排出事業者自らの責任において適正処理しなければならないことを周知徹底するとともに、ごみの減量化や分別排出についての情報提供を行う。

また、事業者ごとの搬入状況を把握し、事業者の排出状況に基づいた訪問指導を行うなど、多量排出事業者の計画的なごみ減量化を促進する。

さらに、一般廃棄物収集運搬許可業者に、排出事業者ごとの排出量報告や分別収集の徹底を要請するとともに、廃棄物処理法その他関連法規の遵守について指導する。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

可燃ごみ及び粗大ごみについては、平成25年度から松山市（南クリーンセンター）に処理・処分を委託しており、当面は委託処理を継続することになるが、広域処理体制の整備について協議を進めていくものとする。

不燃ごみ及び資源ごみについては、久万高原町環境衛生センターにおいて選別等の処理を行っており、不燃ごみは金属等の資源を回収し、不燃残渣を民間処分業者に委託している。今後は、休止したごみ焼却施設を解体・撤去し、跡地に効率的な資源回収を促進するためのストックヤードを整備する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般ごみについては、家庭系ごみと同様に可燃ごみ及び粗大ごみの処分は松山市に委託しており、不燃ごみ及び資源ごみは選別の後、資源等を回収し、不燃残渣を民間委託業者に委託し、今後も分別排出の徹底と適正な処理・処分を行っていく。

また、ごみを多量に排出する事業者に対しては、指導の徹底を図るなど、減量化の取組みを推進していく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本町では一般廃棄物処理施設において、産業廃棄物の処理は原則行っておらず、今後もこの方針を継続し、民間の産業廃棄物処分場での適正な処分を周知する。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇ 広域処理体制の整備について協議を進めていく。
- ◇ 休止したごみ焼却施設を解体・撤去し、跡地にストックヤードを整備する。
- ◇ 分別排出の徹底と適正な処理・処分を継続して行い、減量化の取組も推進する。
- ◇ 民間の産業廃棄物処分場での適正な処分について周知する。

表2 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成28年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)	
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却処理	松山市(委託) 南クリーンセンター (熱回収施設)	焼却残渣:松山市最終処分場 (埋立)	1,869	
粗大ごみ	破碎選別処理	松山市(委託) 南クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	不燃物:松山市最終処分場 (埋立) 金属類:再生業者	50	
不燃ごみ	破碎選別処理	久万高原町 環境衛生センター (選別等処理施設)	不燃物:民間最終処分場(埋立) 金属類:再生業者	119	
資源ごみ	リサイクル	選別	資源物:指定法人	58	
		選別・圧縮	資源物:再生業者	34	
		選別・圧縮	資源物:指定法人	14	
		選別・圧縮	資源物:指定法人	24	
		保管	資源物:再生業者	108	
		保管	資源物:再生業者	243	
		保管	資源物:再生業者	2	
		保管	資源物:再生業者	2	
		保管	資源物:再生業者	14	
		保管	資源物:再生業者	2	
		保管	資源物:再生業者	2	
		保管	資源物:再生業者	1	
		保管	資源物:認定事業者	31	

今 後 (令和5年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)	
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却処理	松山市(委託) 南クリーンセンター (熱回収施設)	焼却残渣:松山市最終処分場 (埋立)	1,578	
粗大ごみ	破碎選別処理	松山市(委託) 南クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	不燃物:松山市最終処分場 (埋立) 金属類:再生業者	31	
不燃ごみ	破碎選別処理	久万高原町 環境衛生センター (選別等処理施設)	不燃物:民間最終処分場(埋立) 金属類:再生業者	98	
資源ごみ	リサイクル	選別	資源物:指定法人	52	
		選別・圧縮	資源物:再生業者	31	
		選別・圧縮	資源物:指定法人	12	
		選別・圧縮	資源物:指定法人	45	
		保管	資源物:再生業者	98	
		保管	資源物:再生業者	220	
		保管	資源物:再生業者	2	
		保管	資源物:再生業者	2	
		保管	資源物:再生業者	12	
		保管	資源物:再生業者	2	
		保管	資源物:再生業者	2	
		保管	資源物:再生業者	1	
		保管	資源物:認定事業者	28	



注) プラスチック類:白色トレイを含む

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

(2) で示した処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3-1 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード)	(仮称)久万高原町環境衛生センターストックヤード整備事業	800 m ²	久万高原町露峰乙 3177 番地	H31~R3

(整備理由)

事業番号1 効率的な資源回収の促進のため。

イ 合併処理浄化槽の整備

別紙、久万高原町生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽整備を行う。

表3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理方法	設置予定地	事業期間
2	戸別排水処理施設(合併処理浄化槽)	久万高原町浄化槽市町村整備推進事業	浄化槽処理	久万高原町内(整備区域内)	R2~R4

(整備理由)

事業番号2 生活雑排水による水質汚濁防止及び生活環境の改善

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 施設整備に関する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称)久万高原町環境衛生センターストックヤード整備事業に係る調査・設計等事業	調査・設計等	H30~R2

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

行政における再生品の利用を率先して行うとともに、住民、事業者に対してグリーン購入、再生品利用についての普及啓発活動を通じて再生品の使用拡大を図る。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく適切な回収及び再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

また、平成 24 年度から実施している使用済小型家電の分別収集及び拠点回収についても、使用済小型電子家電機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく適切な回収及び再資源化がなされるよう普及啓発を行う。

ウ 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄を事前に防ぐため、地域と連携した監視・指導體制の強化を図る。具体的には、警察・自治会との連携や夜間のパトロール体制の整備、監視カメラの設置等の対策を進めるとともに、不法投棄の通報に対して、迅速に対応できる仕組みづくりを推進する。

また、不法投棄が不法投棄を助長する悪循環を防ぐため、ボランティア団体や地域住民の協力の下、清掃や看板設置等を実施し、不法投棄されない環境づくりを進める。

さらに、野焼き等の不適正処理に対しては、徹底した指導及び監視を行う。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

震災や水害等に伴い発生した災害廃棄物については、「久万高原町地域防災計画」に基づき県、周辺自治体、廃棄物処理業団体、建設業関係団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ円滑に除去するとともに、災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、最終処分量を低減させるようにする。

また、災害発生時に備えて平常時においても、廃棄物処理組織の整備、周辺自治体と連携した相互支援・協力体制の整備を図るとともに、一時保管場所及び処理処分場所の確保に努め、機材・人員配置、地元対策などの調整を行う。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて愛媛県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間の終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で速やかに計画の事後評価、目標の達成状況の評価を行う。

また、結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ、計画を見直すものとする。

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1(平成30年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	久万高原町地域	(2) 地域内人口	8,767	(3) 地域面積	583.69km ²
(4) 構成市町村等名	久万高原町	(5) 地域の要件*	人口(面積) 沖縄 離島 奄美 豪雪、(山村) 半島 (過疎) その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村: 設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し:	設立(予定)年月日:〇〇年〇〇月〇〇日			

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	令和5年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	797	656	759	726	726	638 (H28比 -12.1%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.05	0.85	1.06	1.01	1.01	0.89
	生活系 総排出量(トン)	2,183	1,998	1,897	1,918	1,847	1,576 (H28比 -14.7%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	183	166	162	169	164.9	159.5
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	2,980	2,654	2,656	2,644	2,573	2,214 (H28比 -14.0%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	0(0.0%)	36(1.4%)	41(1.5%)	45(1.7%)	42(1.6%)	34 (1.5%)
	総資源化量(トン)	619	626	607	605	591	550 (24.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	— MWh
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	1,914(64%)	1,735(65%)	1,749(66%)	1,750(66%)	1,704(66.2%)	1,431 (64.6%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	447(15%)	293(11%)	300(11%)	289(11%)	278(10.8%)	233 (10.5%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月日	更新、廃止予定年月日	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
熱回収施設	久万高原町	機械化バッチ	有	15トン/日	H2.3	令和2年度中	施設の使用期限、老朽化、ストックヤード整備のため				
カン処理設備	久万高原町	選別・圧縮・梱包	無	8トン/日	S49						
ストックヤード	久万高原町	保管	無	216m ²	H12						
	久万高原町						効率的な資源回収	ストックヤード	令和3年度中	800m ²	
し尿処理施設	久万高原町	膜分離高負荷脱窒素処理 +高度処理	有	25kℓ/日	H9.3						

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
総人口		8,944	8,671	8,457	8,234	8,032	集計中	6,851
公共下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	2,398 26.8%	2,443 28.2%	2,458 29.1%	2,453 29.8%	2,209 27.5%	集計中	1,918 28.0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1,401 15.7%	1,353 15.6%	1,307 15.5%	1,295 15.7%	1,271 15.8%	集計中	1,096 16.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1,219 13.6%	1,258 14.5%	1,200 14.2%	1,199 14.6%	1,157 14.4%	集計中	1,027 15.0%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	3,926	3,617	3,492	3,287	3,395	集計中	2,810

14

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽市町村整備推進事業	久万高原町	438	787	H15.4	472	847	R5	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2(平成30年度)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体名 ※2	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考	
			単位		開始	終了	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度		
○再生利用に関する事業							548,640		100,440	298,512	149,688		548,640		100,440	298,512	149,688	
ストックヤード	1	久万高原町	800	㎡	R1	R3	548,640		100,440	298,512	149,688		548,640		100,440	298,512	149,688	
○浄化槽に関する事業							23,574			7,858	7,858	7,858	20,088			6,696	6,696	6,696
浄化槽市町村整備推進事業	2	久万高原町	24	基	R2	R4	23,574			7,858	7,858	7,858	20,088			6,696	6,696	6,696
○計画支援事業							38,850	16,770	14,840	7,240			38,850	16,770	14,840	7,240		
事業番号1に対する支援事業	31	久万高原町			H30	R2	38,850	16,770	14,840	7,240			38,850	16,770	14,840	7,240		
合計							611,064	16,770	115,280	313,610	157,546	7,858	607,578	16,770	115,280	312,448	156,384	6,696

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	ごみ有料化の推進	家庭系ごみ有料化による減量 効果持続のための啓発、有料 化制度の推進	久万高原町	継続				継続				
	12	環境教育、普及啓発の 推進	環境学習用教材の推進に努 め、小中学生からの環境教育 を推進	久万高原町	継続				継続				
			冊子、広報紙、ホームページ、 地域の説明会等による意識啓 発、情報提供	久万高原町	継続				継続				
			地域の清掃活動をととしての意 識啓発	久万高原町	継続				継続				
	13	容器包装廃棄物の排出 抑制	マイバック運動推進によるレジ 袋の削減、過剰包装の抑制や リユースびん・容器の利用促進 などの普及啓発	久万高原町	継続				継続				
	14	再使用、環境物品等の 使用促進	不用品交換会やフリーマーケッ ト等を開催する場所や情報の 提供	久万高原町	継続				継続				
			町自らグリーン購入・契約など を率先して実行	久万高原町	継続				継続				
15	生ごみの減量化	食品ロスの削減や、生ごみの 水切りについての啓発	久万高原町	継続				継続					
16	助成制度の普及及び充 実	家庭用ごみ処理機器等の購入 に対する助成制度の普及及び 充実	久万高原町	継続				継続					
		資源集団回収実施団体の支援 の検討	久万高原町	H 30	R 4				検討				
17	事業系ごみの減量化	自己処理責任・ごみ減量化等 の啓発、排出事業者及び許可 業者への指導	久万高原町	継続				継続					
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	事業系一般廃棄物の処理	資源ごみ等の分別排出の徹 底、多量排出業者に対する指 導の徹底	久万高原町	継続				継続				
処理施設の 整備に関す るもの	1	ストックヤード整備	焼却施設の解体、ストックヤード 整備	久万高原町	R 1	R 3	○		焼却施設解体工事		建設工事		
	2	浄化槽市町村整備推進 事業	生活排水処理基本計画に基づ き合併処理浄化槽の設置整備 を継続的に進行	久万高原町	R 2	R 4	○				設置工事（年間8基計画）	R5まで継続	
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	31	1の計画支援	ストックヤード整備事業に係る 調査・設計等	久万高原町	H 30	R 2	○		調査・設計等			関連事業1	
その他	51	再生利用品の需要拡大 事業	行政における再生品の利用、 住民、事業者に対してグリーン 購入、再生品利用についての 普及啓発活動	久万高原町	継続								
	52	廃家電のリサイクルに関 する普及啓発	家電リサイクル法及び小型家 電リサイクル法に基づく適切な 排出等の普及啓発	久万高原町	継続								
	53	不法投棄・不適正処理 対策	地域と連携した監視・指導体制 の強化、定期的な清掃や看板 設置等	久万高原町	継続								
	54	災害時の廃棄物処理体 制の整備	地域防災計画に基づき関係団 体の支援・協力を得ながら迅速 かつ円滑に対応する	久万高原町	継続								

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 愛媛県

(1) 事業主体名	久万高原町
(2) 施設名称	(仮称) 久万高原町環境衛生センターストックヤード
(3) 工期	令和元年度 ～ 令和3年度
(4) 施設規模	800㎡
(5) 処理方式	資源ごみ等の一時保管施設
(6) 地域計画内の役割 ※1	分別収集された資源ごみを効率的に一時保管する施設
(7) 廃焼却施設解体工事 の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	不燃ごみ、ビン、カン、ペットボトル、プラスチック類（白色トレイ含む）、紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑誌類・シュレッダーにかけた紙）、金属類、古着類、蛍光灯、乾電池類、廃食用油、小型家電製品
--------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	548,640千円
------------	-----------

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 愛媛県

(1) 事業主体名	久万高原町
(2) 事業名称	浄化槽市町村設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活雑排水による公共水域の水質汚濁防止及び生活環境の改善
(4) 事業期間	令和2年度～令和4年度
(5) 事業対象地域の要件	公共下水道整備区域及び農業集落排水整備区域を除く町内全域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 20,088千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

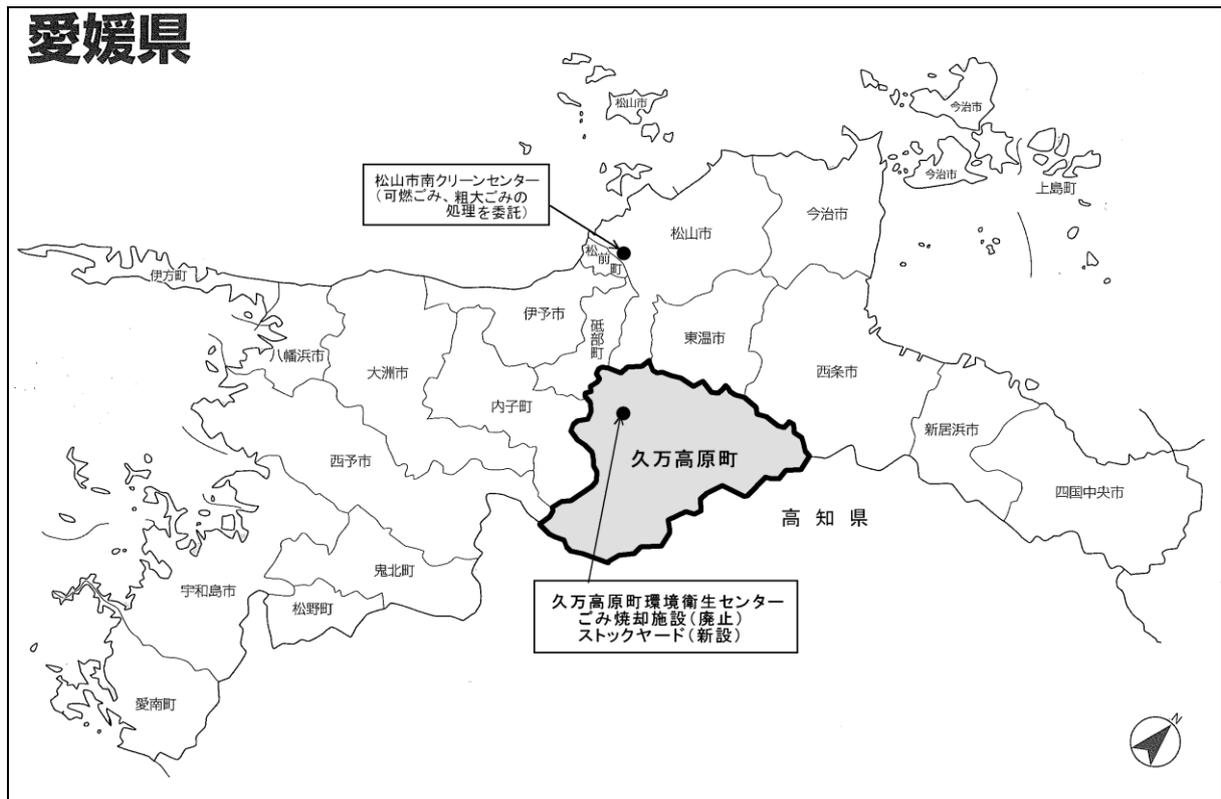
人槽区分	交付対象基数 (72人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	24基(72人分)	20,088千円	23,574千円	20,088千円
6～7人槽	基(人分)			
8～10人槽	基(人分)			
11～20人槽	基(人分)			
21～30人槽	基(人分)			
31～50人槽	基(人分)			
51人槽以上	基(人分)			
共同浄化槽	人槽 基(人分)			
事務費				
調査費				
計画策定 調査費				
うち台帳 作成費用				
合計	24基(72人分)	20,088千円	23,574千円	20,088千円

計画支援概要

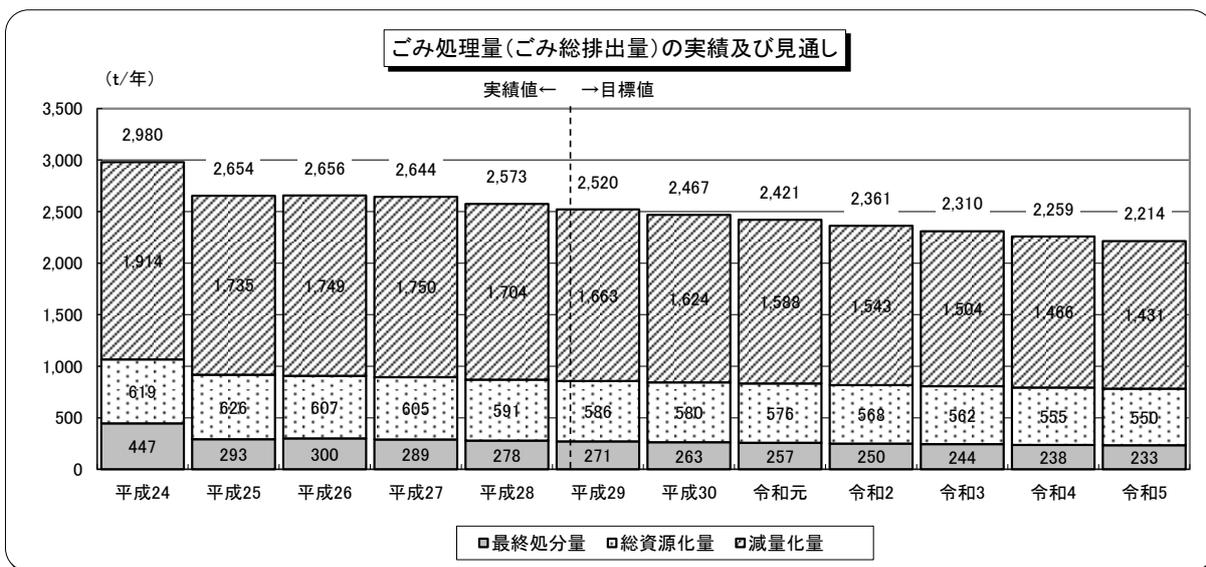
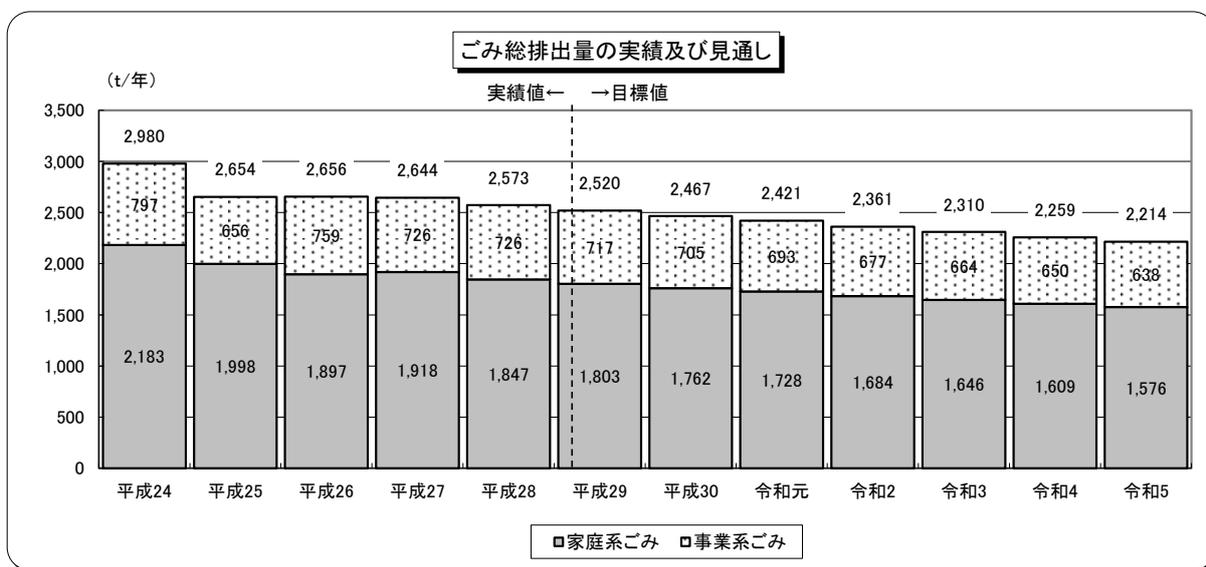
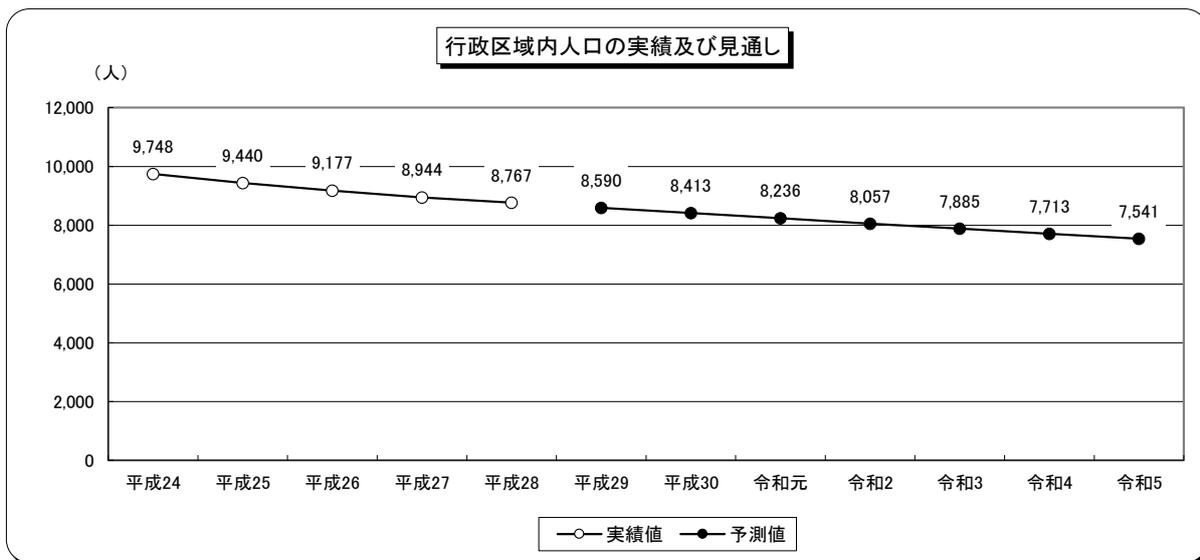
都道府県名 愛媛県

(1) 事業主体名	久万高原町
(2) 事業目的	ストックヤード整備のため
(3) 事業名称	(仮称) 久万高原町環境衛生センターストックヤード整備事業に係る調査・設計等事業
(4) 事業期間	平成 30 年度 ～ 令和 2 年度
(5) 事業概要	調査・設計等
(6) 事業計画額	38,850 千円

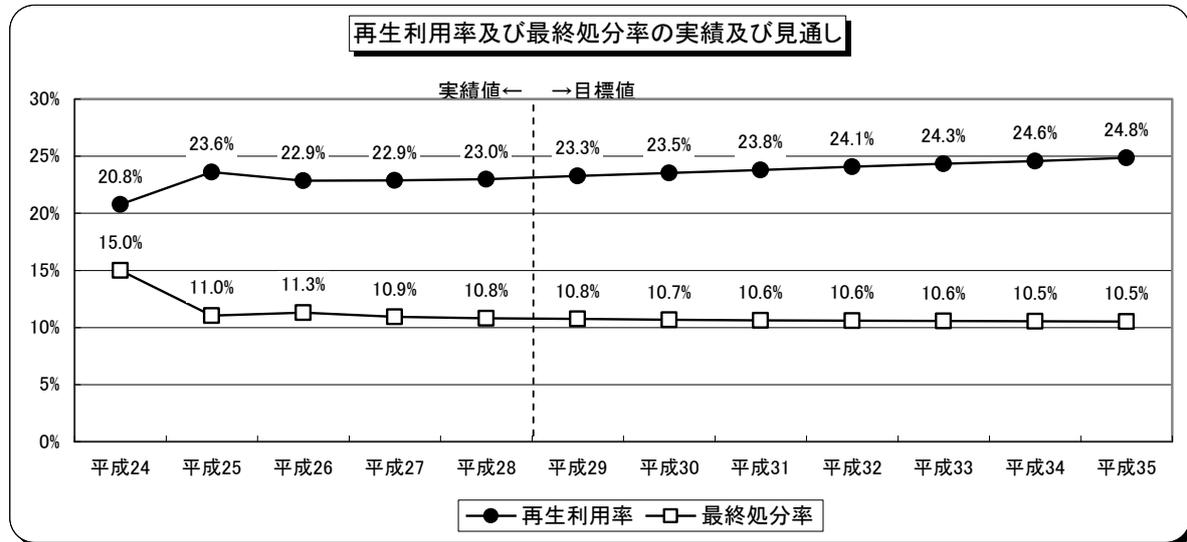
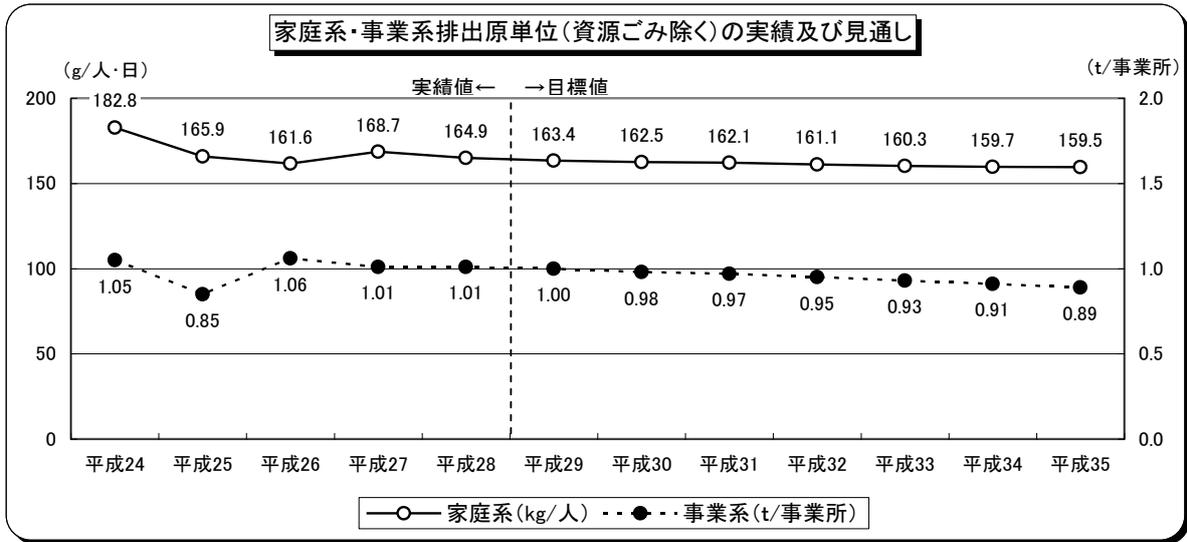
添付資料－ 1 対象地域図及び現有処理施設の位置図



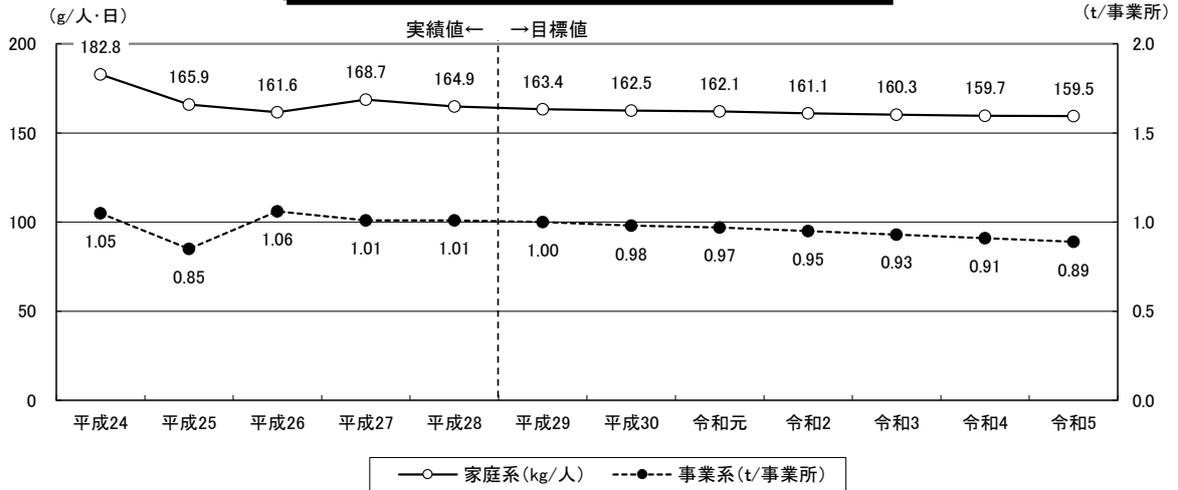
添付資料－２ 人口及びごみ量の推移



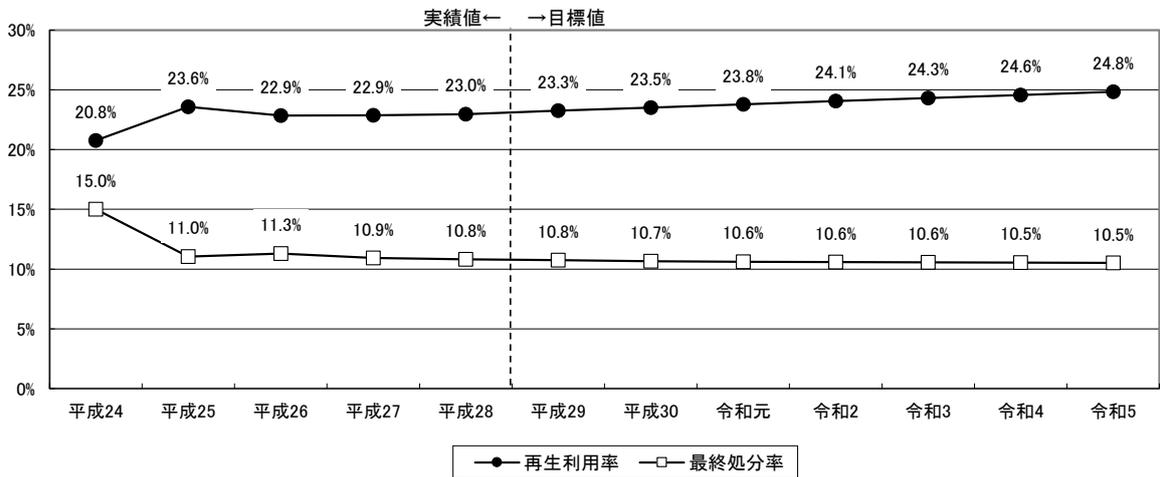
添付資料－3 ごみ処理に関する目標等



家庭系・事業系排出原単位(資源ごみ除く)の実績及び見通し



再生利用率及び最終処分率の実績及び見通し



添付資料－４ 分別区分説明資料

(平成29年4月現在)

分別区分		排出方法	収集頻度	収集主体	収集方法		
家庭系ごみ	可燃ごみ	指定ごみ袋(有料※)	週2回～週3回	直営・委託	ステーション方式		
	不燃ごみ	指定ごみ袋(有料※)	週1回～月1回	直営・委託			
	資源ごみ	ビン	指定ごみ袋(無料※)	月1回		直営	
		カン	指定ごみ袋(無料※)	月2回			
		ペットボトル	指定ごみ袋(無料※)	月1回			
		紙類	新聞類、雑誌、段ボール、紙バック、雑紙類				品目ごとに紐結束
			シュレッダーにかけた紙				透明の袋
		金属類	指定ごみ袋(無料※)	月1回			
		古着・古布	指定ごみ袋(無料※)				
		プラスチック類(白色トレイ含む)	指定ごみ袋(無料※)				月2回
		蛍光灯・乾電池類	透明の袋				
廃食用油	ペットボトル又はポリ容器	月1回	ステーション方式 拠点回収方式				
小型家電製品	指定ごみ袋(無料※)又は回収ボックス		ステーション方式 拠点回収方式				
粗大ごみ	申込制	随時	直営	戸別収集			
事業系ごみ(家庭系ごみと同じ分別区分)		収集運搬許可業者への依頼もしくは直接搬入					
収集・処理しないごみ	危険物・処理困難物	感染性一般廃棄物、業務用機械(事業活動に伴うもの)、農林業用機械、自動二輪車、原付バイク、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、農業用ビニール、あぜシート、薬品、コンクリートがら、廃油、消火器、その他収集・処理が困難なもの					
	家電リサイクル法対象家電	テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、ワインセラー、衣類乾燥機 ※販売店等での引取りができない場合は、環境衛生センターに搬入					

※ 可燃ごみ及び不燃ごみの指定ごみ袋は、20ℓ袋:20円/枚、30ℓ袋:30円/枚、45ℓ袋:40円/枚
資源ごみの指定ごみ袋は、年1回一定枚数を無料配布し、不足分は一部有料で購入

添付資料－５ 現有処理施設の概要

■ごみ処理施設

施設名称	久万高原町環境衛生センター	
設置主体	久万高原町	
所在地	愛媛県上浮穴郡久万高原町露峰乙3177番地	
敷地面積	約1,136㎡	
ごみ焼却施設 (休止)	竣工年月	平成2年3月(平成25年3月休止)
	処理能力	15t/日(7.5t/8h×2炉)
	処理方式	機械化/バッチ燃焼式
カン処理設備	竣工年月	昭和49年
	処理能力	8t/5h
	処理方式	選別・圧縮・梱包処理(資源ごみ、不燃ごみ)
ストックヤード	竣工年月	平成12年
	処理能力	屋内126㎡、屋外90㎡
	処理方式	保管(資源ごみ)

■し尿処理施設

施設名称	久万高原町環境衛生センターし尿処理施設
設置主体	久万高原町
所在地	愛媛県上浮穴郡久万高原町露峰乙3177番地
敷地面積	8,848㎡
処理能力	25kℓ/日(し尿18.7kℓ/日、浄化槽汚泥6.3kℓ/日)
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理